

社会保険事業状況（平成19年12月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成19年12月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,991万9千人、法第3条第2項被保険者1万1千人、船員保険6万3千人である。前年同月と比べてみると政管健保は36万3千人（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同16.8%減）、船員保険は1千人（同1.3%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年12月末現在の政管健保適用の事業所数は157万5千（対前年同月比2.1%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.7%減）、平成19年11月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同10.0%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

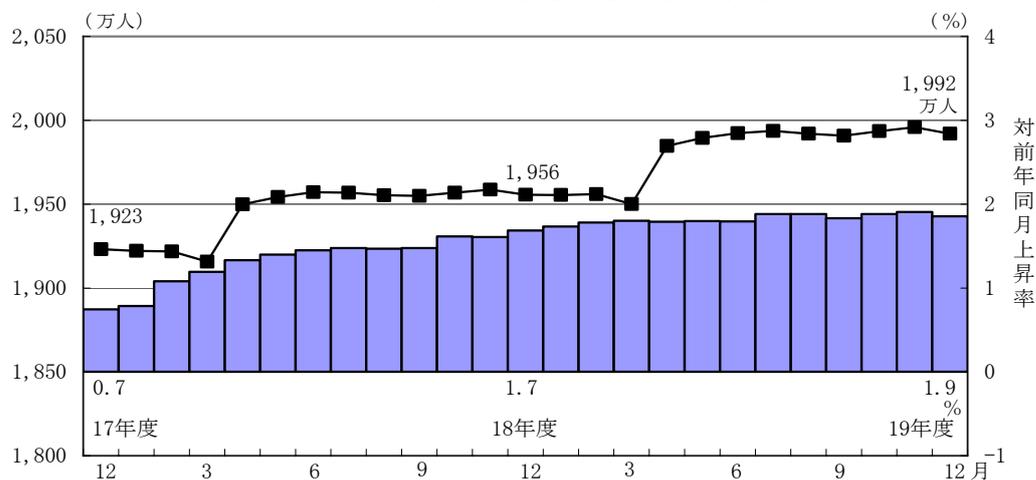


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

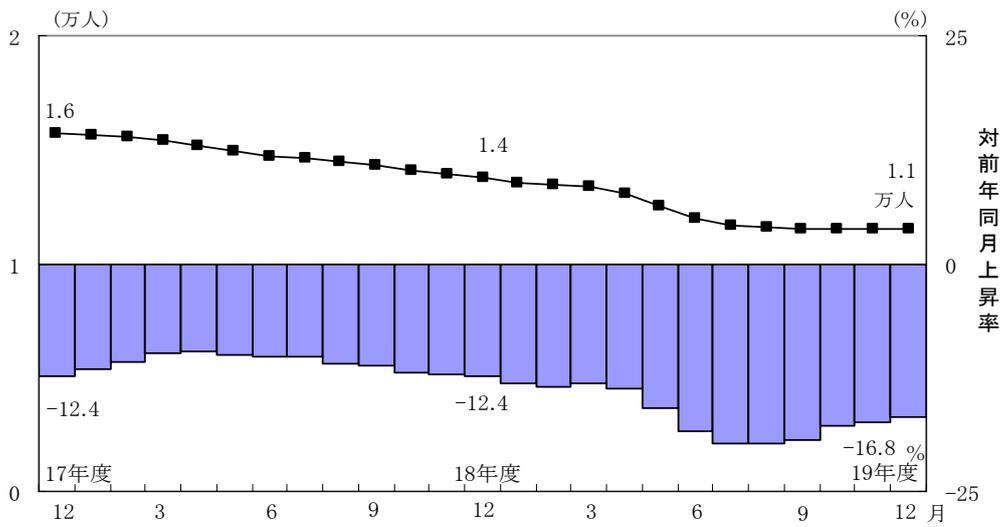
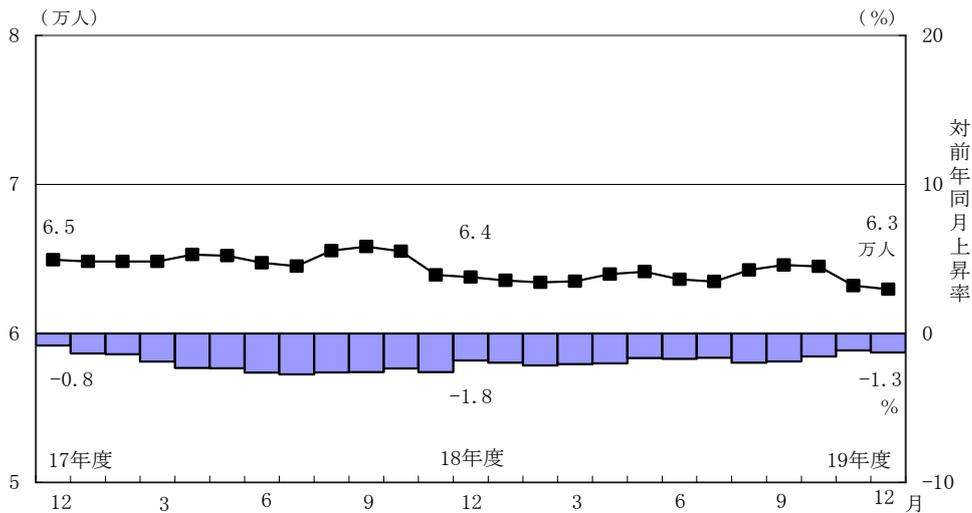


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年12月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万6,281円（対前年同月比0.8%増）であり、船員保険39万0,654円（同2.5%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年11月末の賃金日額の前平均は1万3,947円（同3.9%増）である。

平成19年12月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保49万8千か所、法第3条第2項被保険者43か所、船員保険の船舶所有者数2千か所となっている。被保険者数は、政管健保964万3千人、法第3条第2項被保険者1千人、船員保険2万7千人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保36万9千円、法第3条第2項被保険者9万2千円、船員保険54万2千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年12月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,309万人（対前年同月比2.1%増）、法第3条第2項被保険者1万人（同21.3%減）、船員保険7万人（同2.7%減）である。

平成19年12月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万6,935円（対前年同月比0.7%増）、船員保険41万8,154円（同2.7%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年11月末の賃金日額の前平均は1万3,939円（同4.2%増）である。

(2) 給付状況

平成19年12月の保険給付費は、政管健保3,614億円（対前年同月比3.5%増）、法第3条第2項被保険者分1億8千万円（同22.7%減）、船員保険20億9千万円（同2.0%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同1.5%増）、法第3条第2項被保険者1万6千円（同7.3%減）、船員保険3万3千円（同3.3%増）である。

(3) 診療費の状況

平成19年12月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,498億6千万円（対前年同月比2.7%増）、法第3条第2項被保険者分1億7千万円（同22.7%減）、船員保険17億5千万円（同2.2%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年12月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	22,136	40,587	34,986	2.4	0.0	2.7
法第3条第2項	9	18	17	△ 23.8	△ 31.0	△ 22.7
組合健保	18,707	32,743	26,432	3.2	1.0	2.8
船員保険	89	180	175	△ 2.4	△ 4.6	2.2
共済組合	5,921	10,351	8,484	1.1	△ 1.1	0.6
小 計	46,863	83,879	70,094	2.5	0.3	2.4
国 保	32,452	70,723	71,428	2.7	0.4	3.6
老人保健	20,385	60,974	76,153	△ 3.2	△ 4.5	△ 0.6
合 計	99,700	215,576	217,675	1.4	△ 1.1	1.7

(注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成19年12月末現在の被保険者数1,991万9千人のうち、男子の被保険者数は1,239万3千人（対前年同月比1.5%増）、女子は752万6千人（同2.4%増）である。また、任意適用被保険者数は21万7千人（同3.1%増）で全体の1.1%である。

平成19年12月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万7,377円（対前年同月比1%増）、女子が21万8,610円（同0.6%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成19年12月末現在の被扶養者数は1,645万4千人で、扶養率は0.826である。

(2) 給付状況

平成19年12月の保険給付費は、3,614億円（対前年同月比3.5%増）となっており、うち、医療給付費は3,336億8千万円（同4%増）で保険給付費の92.3%を占めている。また、傷病手当金は128億9千万円で保険給付費の3.6%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,214円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,013円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,749円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が576.83、被扶養者が669.69、高齢受給者が1,456.73であり、1件当たり日数は、被保険者が1.78日、被扶養者が1.86日、高齢受給者が2.24日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,980円、被扶養者が8,048円、高齢受給者が10,338円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I-4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)

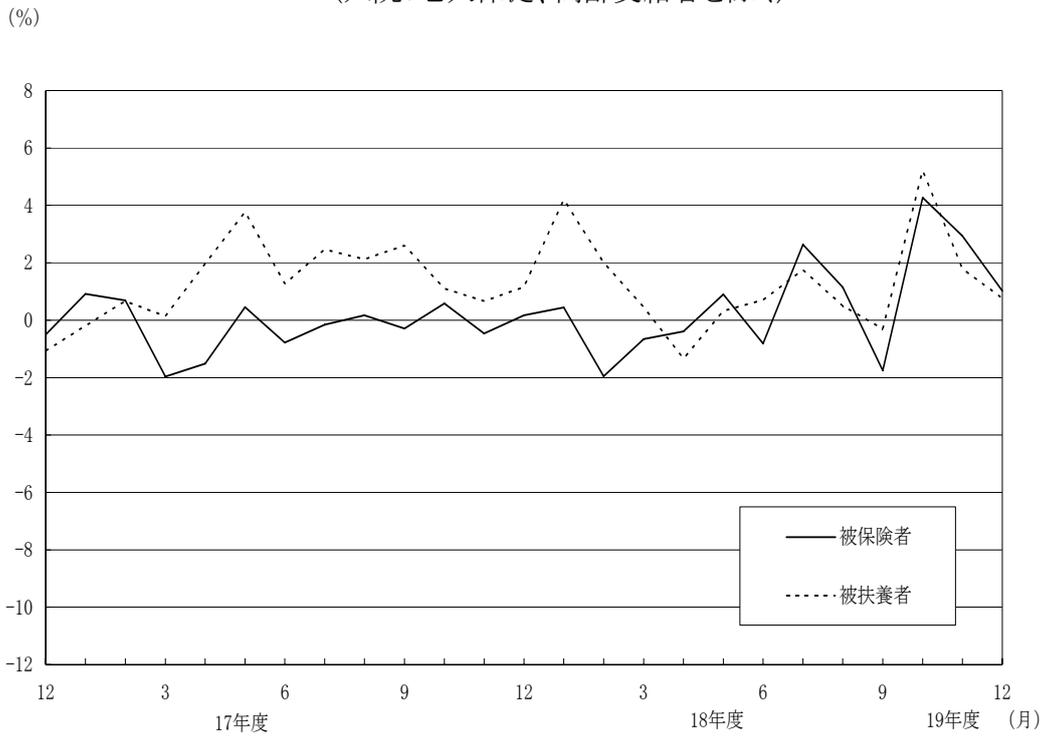
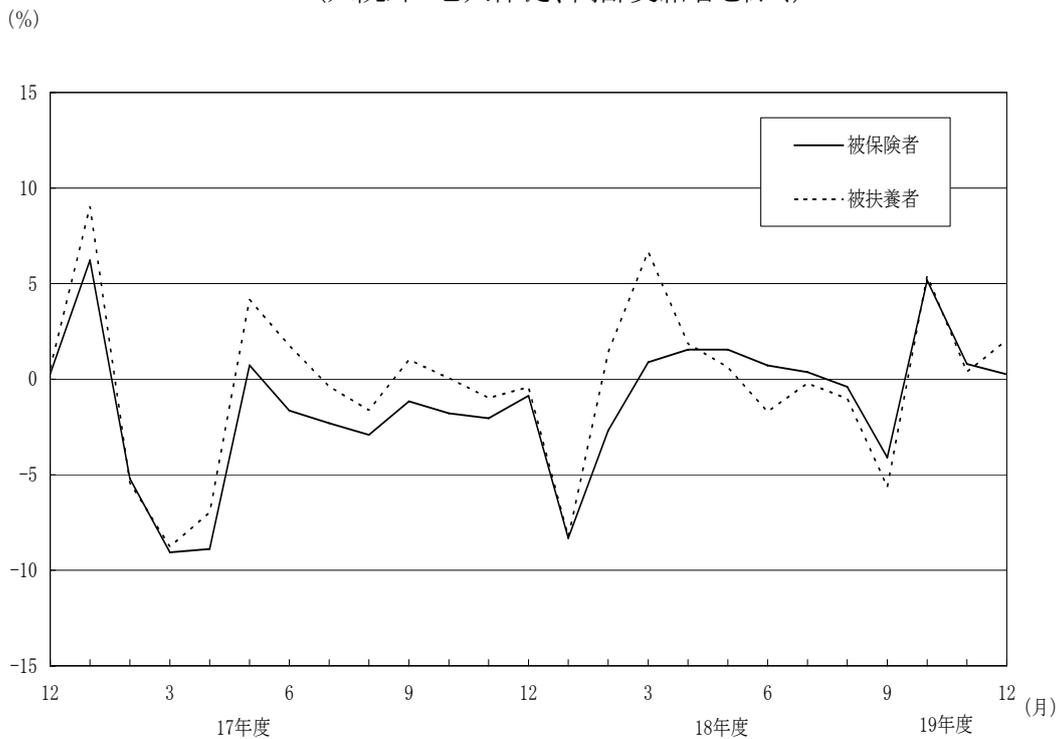


図 I-5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成19年12月末現在の被保険者数1万1千人のうち男子は9千人（対前年同月比11.8%減）、女子は2千人（同32.9%減）である。

平成19年12月末現在の被扶養者数は7千人で、扶養率は0.591である。

(2) 給付状況

平成19年12月の保険給付費は、1億8千万円（対前年同月比22.7%減）となっており、うち、医療給付費は1億6千万円（同24.2%減）で保険給付費の89.9%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の9.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は8,370円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は8,919円、高齢受給者の1人当たり診療費は26,801円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が451.31、被扶養者が521.24、高齢受給者が1,015.56であり、1件当たり日数は、被保険者が2.02日、被扶養者が2.01日、高齢受給者が2.53日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,190円、被扶養者が8,516円、高齢受給者が10,446円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成19年12月末現在の被保険者数6万3千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万人（対前年同月比0.5%減）、漁船（い）が1千人（同3.8%減）、漁船（ろ）が1万8千人（同1.2%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同9.2%減）である。

平成19年12月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,740円（対前年同月比1.1%増）、漁船（い）が38万2,849円（同1.4%増）、漁船（ろ）が35万4,868円（同6.9%増）である。平成19年12月末現在の被扶養者数は9万6千人で、扶養率は1.518である。

(2) 給付状況

平成19年12月の保険給付費は、20億9千万円（対前年同月比2.0%増）となっており、うち、医療給付費は17億4千万円（同3.5%増）で、保険給付費の82.9%を占めている。また、傷病手当金は2億9千万円で、保険給付費の14.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は12,697円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,103円、高齢受給者の1人当たり診療費は36,357円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が515.93、被扶養者が632.19、高齢受給者が1,343.09であり、1件当たり日数は、被保険者が2.12日、被扶養者が1.90日、高齢受給者が2.46日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,589円、被扶養者が8,395円、高齢受給者が11,023円である。